

平成二十五年十二月三日提出  
質問第一〇七号

診療報酬の不正受給への地方厚生局の対応に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

## 診療報酬の不正受給への地方厚生局の対応に関する質問主意書

一 医師又は医療機関等から、診療報酬の不正等の疑いのある受給の通報を、厚生労働省が受けてから、3年以上経過したにも関わらず、結論が出ていない案件は全国に何件あるか。また、その理由は。不適切に放置されていた件数もお示し願いたい。

二 医師又は医療機関等から、診療報酬の不正等の疑いのある受給の通報を、厚生労働省が受けてから、2年以上経過したにも関わらず、結論が出ていない案件は全国に何件あるか。また、その理由は。不適切に放置されていた件数もお示し願いたい。

三 医療機関等が診療報酬を不正受給したとされた場合、不正分を返還しなければならない。その返還方法には、どのような手法があるのか、すべてお示し願いたい。また、それぞれの時効は何年かお示し願いたい。最も多く取られる返還方法はどの方法か、多い方法順にお示し願いたい。

四 医療機関等が診療報酬を不正受給したとされた場合、不正分を返還しなければならない。その返還方法のうち、社会保険診療報酬支払基金（以下、基金）に返還する場合の控除返還という方法は、時効があるのか否か。また、請求を出し直すやり方で正しい請求に基づき実質的な返還をする場合は、時効があるの

か否か。これまで後者の手法で返還されたケースは、近畿厚生局では何件、いくらあったのか。また全国では何件、いくらあったか。

五 医療機関等が診療報酬を不正受給したとされた場合、不正分を返還しなければならない。その返還方法のうち、国保連に返還する場合の控除返還という方法は、時効があるのか否か。また、請求を出し直すやり方で正しい請求に基づき実質的な返還をする場合は、時効があるのか否か。これまで後者の手法で返還されたケースは、近畿厚生局では何件、いくらあったのか。また全国では何件、いくらあったか。

六 淀川キリスト教病院が、基金に返還を申し出たとき、基金からは、3年の時効を過ぎたので、返還できない旨の回答があったと聞く。これは事実か。事実だとすれば、どのような意味か。また、3年の時効の無い、返還の方法（控除返還）や保険者への直接返還があるにもかかわらず、そのアドバイスをしなかったのはなぜか。

七 淀川キリスト教病院が、基金に返還を申し出たとき、基金からは、3年の時効を過ぎたので、返還できない旨の回答があったと聞く。この内容を近畿厚生局に報告すると、また、連絡すると、言われ、その後、返還についてのアドバイスが無かったと聞くが、これは事実か。事実だとすれば、どのような意味

か。事実とすれば問題と考えるか。また、3年の時効の無い、返還の方法（控除返還）や保険者への直接返還があるにもかかわらず、近畿厚生局が、そのアドバイスをしなかったのはなぜか。

八 全国で、前項の事例のように、基金に3年の時効が過ぎたため、返還を拒否され、返還できずにいるケースは、全国で何件、いくらあるか。これは問題と考えるか。是正措置を、今後、どのようにするか。

質問番号ごとに、具体的にご回答をいただきたい。  
右質問する。